

証券コード 7068
2021年8月10日

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都文京区湯島三丁目19番11号
株式会社フィードフォース
代表取締役社長 塚 田 耕 司

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、当日のご出席に代えて、書面によって議決権をご行使いただき、本株主総会当日のご来場をできるだけお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年8月24日（火曜日）午後7時までにご到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会及び事前質問の受付に際しましては、末尾の「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会及び事前質問の受付のご案内」をご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年8月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソランティ カンファレンスセンター1階 Room B
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第16期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.feedforce.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知提供書面の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

### **新型コロナウイルス感染症拡大防止について**

◎本総会につきましては、運営スタッフのマスク着用など、新型コロナウイルスに対する適切な感染防止策を実施した上で開催させていただきます。

◎ご出席を検討されている株主の皆様におかれましても、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスクのご持参、ご着用など感染症の予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

◎株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

◎今後の状況によりましては、対応等を変更する場合もございます。株主様にお知らせすべき事項が発生した場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

## 株主総会ライブ配信のご案内

本株主総会当日に会場へご出席されない株主様のために、オンライン会議システムZoomを利用し、インターネット上にてライブ配信（ハイブリッド参加型バーチャル株主総会）を行う予定です。このライブ配信は一般公開で行い、どなたでも視聴することができます。

視聴及び事前質問をご希望される株主様は、本招集ご通知末尾の「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会及び事前質問の受付のご案内」をご確認いただき、所定の手続きにて事前登録をお済ませの上、ご視聴ください。

### ライブ配信及び事前質問に関するご注意事項

- ◎株主総会ライブ配信の視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において質問、議決権行使、動議その他のコメント等を行うことができない旨を予めご了承の上、ご視聴いただけますようお願い申し上げます。本ライブ配信を視聴される株主様におかれましては、事前の議決権行使をお願いいたします。また、当日ご出席されない株主様で質問をご希望の株主様におかれましては、本招集ご通知末尾に記載の方法により、事前に質問をお送りいただくことができます。
- ◎当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずにご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- ◎Zoomアプリケーションのインストール方法、接続方法、機能等に関するお問い合わせにつきましては、当社ではお受けできかねますのでご了承ください。
- ◎当社の通信環境につきましては、万全を期して準備しておりますが、回線の状況等により映像や音声に中断等の不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ご使用端末の機種・性能等やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。株主総会当日におきましても接続できない、音声が届かない等の個別のお問い合わせに対応することはできかねますので予めご了承ください。
- ◎視聴いただけなかった株主様への録画・音声データのご提供及び後日のオンライン配信等は実施いたしませんのでご了承ください。
- ◎視聴いただく際の通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ◎ライブ配信の映像や音声データを録画・録音並びに公開・転載・複製し、第三者に提供することを禁止いたします。
- ◎今後の状況により実施内容が変更となる可能性もございます。対応状況等につきましては、随時当社のIRサイト（<https://www.feedforce.jp/ir/>）に掲載してまいりますので、適宜ご確認くださいませようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(2020年6月1日から  
2021年5月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続きました。各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、依然として先行きが不透明な状況にあります。その一方で、当社の主要な事業領域であるインターネット広告市場の2020年の市場規模は、前年比5.9%増の2兆2,290億円となり、総広告費は前年比11.2%減となるなかでも、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の加速も伴い、成長を続けています（出典：株式会社電通「2020年日本の広告費」）。

このような経済状況のもと、当社では、「『働く』を豊かにする。～B2B領域でイノベーションを起こし続ける～」をミッションに掲げ、情報流通の最適化と効果的な広告運用サービス等を提供してきました。データフィード構築のために当社がこれまでに蓄積した膨大な商品・案件等のデータとその変換・更新ノウハウをもとに、企業が持つ情報を最適な形に加工し、ターゲットユーザーに対して適切な情報を適切なタイミングで適切なデバイスに提供することを実現してまいりました。また、当社は各デジタルプラットフォーマーと良好なリレーションを構築しており、その関係を活かし当社の複数のサービスを連携させることで、企業の顧客開拓支援に留まらずユーザーとの継続的な関係強化に資する包括的な支援に努めてまいりました。営業面においては、事業拡大に伴う人員体制の強化を行い、新規取引先の開拓等の事業展開に対する販売促進活動に注力してまいりました。また、事業開発においては、既存サービスの機能拡充に加えて、新規サービスの開発及び投資にも積極的に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,587,614千円（前期比69.5%増）、EBITDA（営業利益+減価償却費+のれん償却額）1,058,587千円（前期比117.0%増）、営業利益889,649千円（前期比114.0%増）、経常利益874,653千円（前期比135.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益472,889千円（前期比189.6%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

### (プロフェッショナルサービス事業)

主としてエンタープライズを中心とした顧客に対して、リスティング広告をはじめとするインターネット広告運用代行事業やマーケティング支援を行う「Anagrams」、プラットフォーム等への広告運用受託サービス「Feedmatic」、個々のニーズに応じたデータフィードの構築サービス「DF PLUS」、サテライトサイトを生成・自動運用するSEO支援サービス「Contents Feeder」を提供しております。

当連結会計年度においては、上期は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による広告出稿額の減少が見られたものの、下期にかけては新規案件の獲得及び既存案件の広告運用額の増加に伴う増収基調で推移しました。特に「Anagrams」では、採用による人員強化にも注力し、事業計画の売上見込みを上回って推移しました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,980,963千円（前期比88.7%増）、セグメント利益791,509千円（前期比112.1%増）となりました。

### (SaaS事業)

ECサイトの商品情報を元に自動で最適化した広告を出稿することができる広告配信サービス「EC Booster」、データフィードの作成、管理及び最適化を広告担当者自身で行うことができるデータフィード統合管理サービス「dfplus.io」、並びにSNS登録情報を利用したWebの会員登録・ログインやダイレクトメッセージ送信による顧客リーチのサポートサービス「ソーシャルPLUS」を提供しております。

当連結会計年度においては、「dfplus.io」及び「ソーシャルPLUS」での新規案件の獲得及び売上単価の増加により、順調に売上げを積み上げました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高601,912千円（前期比26.4%増）、セグメント利益154,818千円（前期比264.1%増）となりました。

### (DX事業)

DX事業では、「テクノロジーを使ったデジタルアセット活用の基盤づくり」を通じて企業のDXを支援する新サービスを展開しております。また、2020年10月14日に、事業者のデジタル活用支援、Eコマース支援を手掛ける子会社「株式会社リワイア」を設立いたしました。

当連結会計年度においては、Shopifyを基盤としたサイト構築、Shopify向けアプリの開発やリリースを開始するなど、新事業の開発及び投資を行ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,738千円、セグメント損失56,677千円となりました。

各事業の売上構成は、以下のとおりです。

| 事業区分            | 第 15 期<br>(2020年5月期) |        | 第 16 期<br>(2021年5月期)<br>(当連結会計年度) |        | 前連結会計<br>年度比増減率 |
|-----------------|----------------------|--------|-----------------------------------|--------|-----------------|
|                 | 売上高                  | 構成比    | 売上高                               | 構成比    |                 |
| プロフェッショナルサービス事業 | 1,050,028千円          | 68.8%  | 1,980,963千円                       | 76.6%  | 88.7%           |
| SaaS事業          | 476,256千円            | 31.2%  | 601,912千円                         | 23.3%  | 26.4%           |
| DX事業            | －                    | －      | 4,738千円                           | 0.1%   | －               |
| 合計              | 1,526,284千円          | 100.0% | 2,587,614千円                       | 100.0% | 69.5%           |

(注) 当連結会計年度より「DX事業」を新設いたしました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は11,545千円で、その主なものはパーソナルコンピューター等オフィス内の器具備品の購入によるものです。

なお、これらの資産は、全社共用資産としているため、セグメントごとの記載はしていません。

また、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において当社は、新株予約権の行使に伴う新株式の発行により33,690千円及び非支配株主からの払込みにより3,600千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年9月1日付で当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社であるアナグラム株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第 13 期<br>(2018年 5 月期) | 第 14 期<br>(2019年 5 月期) | 第 15 期<br>(2020年 5 月期) | 第 16 期<br>(2021年 5 月期)<br>(当連結会計年度) |
|----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(千円)                  | —                      | —                      | 1,526,284              | 2,587,614                           |
| 経 常 利 益(千円)                | —                      | —                      | 371,370                | 874,653                             |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(千円)    | —                      | —                      | 163,301                | 472,889                             |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | —                      | —                      | 7.37                   | 18.88                               |
| 総 資 産(千円)                  | —                      | —                      | 5,219,076              | 6,467,507                           |
| 純 資 産(千円)                  | —                      | —                      | 1,829,927              | 2,401,542                           |
| 1 株当たり純資産 (円)              | —                      | —                      | 42.50                  | 91.34                               |

- (注) 1. 第15期より連結計算書類を作成しておりますので、第14期以前の状況は記載しておりません。
2. 当社は2020年12月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益並びに1株当たり純資産を算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                    | 第 13 期<br>(2018年 5 月期) | 第 14 期<br>(2019年 5 月期) | 第 15 期<br>(2020年 5 月期) | 第 16 期<br>(2021年 5 月期)<br>(当事業年度) |
|----------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)                              | 562,148                | 700,133                | 933,412                | 1,083,683                         |
| 経常利益又は経常損<br>失 (△)(千円)                 | △28,244                | 34,889                 | 117,852                | 400,784                           |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△)(千円)     | △28,868                | 43,367                 | 98,567                 | 273,619                           |
| 1 株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失 (△)(円) | △1.46                  | 2.19                   | 4.45                   | 10.93                             |
| 総 資 産(千円)                              | 345,660                | 470,615                | 3,250,669              | 7,872,275                         |
| 純 資 産(千円)                              | 54,168                 | 97,535                 | 892,819                | 5,731,634                         |
| 1 株当たり純資産 (円)                          | 2.74                   | 4.93                   | 39.63                  | 219.95                            |

- (注) 当社は、2019年1月10日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、当社は2020年12月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)並びに1株当たり純資産を算定しております。



### (3) 重要な子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                      |
|-------------------|----------|----------|------------------------------------|
| ア ナ グ ラ ム 株 式 会 社 | 10,000千円 | 100.0%   | コンサルティング事業、広告運用代理事業、マーケティング支援事業    |
| 株 式 会 社 リ ワ イ ア   | 10,000千円 | 82.0%    | コマースのデジタル化支援、ECシステム・アプリ開発、ECシステム構築 |

- (注) 1. 2020年9月1日に株式交換によりアナグラム株式会社の発行済株式総数の49.9%を追加取得し、同社を完全子会社といたしました。
2. 2020年10月14日に株式会社リワイアを新たに設立し、同社を連結子会社といたしました。
3. 持分法適用会社は、株式会社アンノウンのみであります。

#### ③ 連結会計年度末における特定完全子会社の状況

|                                 |                   |
|---------------------------------|-------------------|
| 特定完全子会社の名称                      | アナグラム株式会社         |
| 特定完全子会社の住所                      | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目4番4号 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 5,757,938千円       |
| 当社の総資産額                         | 7,872,275千円       |



#### (4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき主な課題は以下のとおりです。

##### ① 新規ビジネスの創出と顧客基盤の拡大

当社グループは、創業以来、デジタルマーケティング領域において様々な新規サービスを開発し、新たな収益機会を創造してまいりました。今後も競争優位性を確保し、長期的に成長し続ける組織であるためには、既存サービスの新規機能追加に加え、広告主である企業や広告媒体となるデジタルプラットフォーマー、更にはその先にいるエンドユーザーのニーズの変化を的確に捉え、新たなビジネスやサービスを創出することが極めて重要であると考えております。具体的には、デジタルプラットフォーマーが事業者向けに提供するサービスを中小規模事業者であっても、自社で保有するデータを活用して簡易的かつ効果的に利用できるサービスの開発に注力していく方針であります。当社グループでは、デジタルプラットフォーマーをはじめとした様々な分野のパートナーと連携し顧客基盤の強化を図るとともに、デジタルマーケティング分野におけるデジタルトランスフォーメーションを促進する新規ビジネスの創出に努めることで、将来の収益の柱を育てるべく尽力してまいります。

##### ② グループ会社とのシナジーの最大化と市場の拡大

2021年5月31日現在、当社グループは、当社及び当社の関係会社3社（アナグラム株式会社、株式会社リワイア、株式会社アンノウン）で構成されており、各社がインターネット広告市場において、強みを活かした広告運用サービスを提供しております。今後は、インターネット広告運用代行事業において「データフィード広告」や「リスティング広告」など総合的なソリューションをワンストップで提供することに加え、Shopify構築支援やアプリ開発をグループ全体で取り組むことにより、シナジーの最大化と市場の拡大を目指してまいります。

##### ③ 人材の確保と育成

当社グループが今後更なる事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に、幅広い分野に精通した優秀なエンジニアの採用は、他社との獲得競争が激しさを増す昨今の状況に鑑みると、継続的な課題と認識しております。これらの課題に対処するために、当社グループは、知名度の向上、研修制度の強化、待遇及び福利厚生の実を図り、優秀な人材が長期にわたってやりがいを感じて働くことができる職場環境の整備を進めるとともに、採用活動の柔軟化により適時な人材の確保と育成に努めてまいります。

#### ④ 認知度の向上

当社グループは、これまで提供サービスの広告宣伝には注力しておらず、機能優位性とデジタルプラットフォームとの連携に拠る営業活動を通じて新しいマーケットの創出に取り組んできました。その結果、現在、幅広い業種、企業に当社グループサービスを導入いただき、継続的な取引による確固たる顧客基盤の構築を実現することができていると考えております。しかしながら、既存サービスの更なる拡大及び競合企業との差別化を図るためには、当社グループ及び当社サービスの認知度を向上させ、新規案件を獲得していくことが重要な課題であると認識しております。当社グループといたしましては、費用対効果を慎重に検討の上、広告宣伝による販売促進活動に取り組み、認知度の向上を図ってまいります。

#### ⑤ 内部管理体制の強化

当社グループが今後更なる業容拡大、継続的に成長するためには、リスク管理体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化及び効率化の徹底が重要であると考えております。当社グループといたしましては、更なる内部管理体制の強化によって、より一層のコーポレート・ガバナンス機能の充実を図り、経営の公正性・透明性の確保及び企業価値の最大化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年5月31日現在）

| 事業区分            | サービス              | 事業内容                                                |
|-----------------|-------------------|-----------------------------------------------------|
| プロフェッショナルサービス事業 | A n a g r a m s   | リスティング広告等の広告運用・コンサルティングサービスの提供                      |
|                 | F e e d m a t i c | データフィード広告等の広告運用・コンサルティングサービスの提供                     |
|                 | D F P L U S       | 自社商品等のデータを多様な広告媒体に対応するように変換・最適化・配信するデータフィードの提供      |
|                 | そ の 他             | ロングテールSEO支援サービス「Contents Feeder」の提供等                |
| S a a S 事業      | E C B o o s t e r | EC事業者を対象としたインターネット広告の自動出稿ツールの提供                     |
|                 | d f p l u s . i o | セルフサード型データフィード統合管理プラットフォームの提供                       |
|                 | ソーシャルPLUS         | ソーシャルログイン機能による自社サイトの外部ID連携及びソーシャルメディアマーケティングサービスの提供 |
| DX事業            | A p p U n i t y   | Shopify向けアプリの開発及び企業アライアンス運営並びにECメディア運営              |
|                 | R e w i r e       | Shopifyを基盤としたサイト構築、データ連携支援                          |

(6) 企業集団の主要拠点等 (2021年5月31日現在)

① 当社

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 本 | 社 | 東京都文京区 |
|---|---|--------|

② 子会社

|           |        |
|-----------|--------|
| アナグラム株式会社 | 東京都渋谷区 |
| 株式会社リワイア  | 東京都文京区 |

(7) 使用人の状況 (2021年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分            | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------------|------------|-------------|
| プロフェッショナルサービス事業 | 76 (13) 名  | 10名増 (2名減)  |
| SaaS事業          | 37 (－) 名   | 2名増 (1名減)   |
| DX事業            | 4 (－) 名    | 4名増 (－)     |
| 全社 (共通)         | 21 (2) 名   | － (1名減)     |
| 合計              | 138 (15) 名 | 16名増 (4名減)  |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、アルバイト含む) は、  
( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 85 (4) 名 | 4名増 (1名減) | 32.4歳 | 4.1年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、アルバイト含む) は、  
( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年5月31日現在)

| 借入先       | 借入額         |
|-----------|-------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,680,000千円 |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結、商号の変更及び定款の一部変更（事業目的の変更）

当社は、2021年6月1日に、当社の完全子会社として、株式会社フィードフォース分割準備会社（以下、「分割準備会社」といいます。2021年9月1日付けで「株式会社フィードフォース」に商号変更予定）及び株式会社ソーシャルPLUS（以下、「ソーシャルPLUS」といいます。）を設立いたしました。

また、2021年9月1日（予定）を効力発生日として、会社分割（吸収分割）（以下、「本件会社分割」といいます。）を行うことにより、持株会社体制へ移行することとし、分割準備会社及びソーシャルPLUSとの間で吸収分割契約を締結しました。なお、本件会社分割は会社法第784条第2項に定める場合（簡易吸収分割）に該当するため、株主総会による吸収分割契約の承認を得ることなく行う予定です。

本件会社分割により、当社は持株会社に移行することから、2021年9月1日（予定）を効力発生日として「フィードフォースグループ株式会社」に商号を変更し、引き続き上場会社となる予定です。商号の変更及び定款の一部変更（事業目的の変更）は、当社と分割準備会社との吸収分割及び当社とソーシャルPLUSとの吸収分割の効力の発生を条件として、2021年9月1日付けで実施する予定です。

## 1. 持株会社体制への移行目的

当社は「『働く』を豊かにする。～B2B領域でイノベーションを起こし続ける～」というミッションを掲げ、企業の生産性を向上させるサービス・プロダクトづくりを通じて豊かな働き方を実現すべく、企業のデジタルマーケティング支援をビジネスの主軸とし、顧客属性に応じたサービスを提供しております。

顧客への更なる付加価値の訴求に向け、グループ経営の機動性・柔軟性の更なる高度化、新規事業開発・推進並びにデジタルプラットフォーマーをはじめとしたパートナーとの資本業務提携・アライアンス等を促進するため、グループ戦略機能を担う持株会社と戦略を実行する事業会社を分離し、持株会社によるグループ全体最適視点での戦略立案や経営資源配分、事業会

社における迅速な意思決定を通じた事業推進が必要と判断し、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

## 2. 持株会社体制への移行に伴う分割当事会社の概要

### (1) 当社と分割準備会社間での会社分割

#### ① 分割当事企業及び対象となる事業の内容

##### (イ) 分割会社

株式会社フィードフォース（当社）

##### (ロ) 承継会社

株式会社フィードフォース分割準備会社

##### (ハ) 対象となる事業の内容

当社のプロフェッショナルサービス事業（Feedmatic、DF PLUS、Contents Feeder）、SaaS事業の一部（EC Booster、dfplus.io）及びDX事業

#### ② 吸収分割効力発生日

2021年9月1日（予定）

#### ③ 会社分割の方式

当社を分割会社とし、2021年6月1日付けで新たに設立した完全子会社である分割準備会社を承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）により行います。

なお、本件会社分割は会社法第784条第2項に定める場合（簡易吸収分割）に該当するため、株主総会による吸収分割契約の承認を得ることなく行う予定です。

#### ④ 会社分割の効力発生後企業の名称

株式会社フィードフォース（2021年9月1日付けで「株式会社フィードフォース分割準備会社」より商号変更予定）

### (2) 当社とソーシャルP L U S 間での会社分割

#### ① 分割当事企業及び対象となる事業の内容

##### (イ) 分割会社

株式会社フィードフォース（当社）

##### (ロ) 承継会社

株式会社ソーシャルP L U S

##### (ハ) 対象となる事業の内容

当社のSaaS事業のソーシャルP L U S

② 吸収分割効力発生日

2021年9月1日（予定）

③ 会社分割の方式

当社を分割会社とし、2021年6月1日付けで新たに設立した完全子会社であるソーシャルP L U S を承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）により行います。

なお、本件会社分割は会社法第784条第2項に定める場合（簡易吸収分割）に該当するため、株主総会による吸収分割契約の承認を得ることなく行う予定です。

④ 会社分割の効力発生後企業の名称

効力発生後の企業の名称変更はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年5月31日現在)

① 発行可能株式総数 78,400,000株

(注) 2020年12月1日付にて実施した株式分割（1株を4株に分割）に伴い、発行可能株式総数は58,800,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 25,910,400株

(注) 1. 株式交換の実施により、発行済株式の総数は株式分割前において698,600株増加しております。

2. 株式分割（1株を4株に分割）の実施により、発行済株式の総数は19,405,200株増加しております。

3. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は株式分割前において137,200株、株式分割後において36,800株増加しております。

③ 株主数 5,490名

④ 大株主

| 株 主 名                                            | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------|---------|---------|
| 合 同 会 社 理 力                                      | 8,000千株 | 30.87%  |
| 塚 田 耕 司                                          | 7,550   | 29.13   |
| 阿 部 圭 司                                          | 2,514   | 9.70    |
| 株 式 会 社 マ イ ナ ビ                                  | 870     | 3.35    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行<br>( 信 託 口 )           | 502     | 1.94    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行<br>株 式 会 社 ( 信 託 口 ) | 384     | 1.48    |
| 岡 田 吉 弘                                          | 280     | 1.08    |
| 宮 城 満 英                                          | 214     | 0.82    |
| 寺 嶋 徹                                            | 200     | 0.77    |
| 西 山 真 吾                                          | 184     | 0.71    |

(注) 持株比率は自己株式（42株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当連結会計年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

| 発行決議日                  |                           |                           | 第2回新株予約権                                        | 第4回新株予約権                                       | 第5回新株予約権                                      |
|------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 新株予約権の数                |                           |                           | 2018年3月16日                                      | 2020年5月15日                                     | 2020年12月28日                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                           |                           | 869個                                            | 546個                                           | 341個                                          |
| 新株予約権の払込金額             |                           |                           | 普通株式 695,200株<br>(新株予約権1個につき800株)               | 普通株式 218,400株<br>(新株予約権1個につき400株)              | 普通株式 136,400株<br>(新株予約権1個につき400株)             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                           |                           | 新株予約権と引き換えに払込は要しない                              | 新株予約権と引き換えに払込は要しない                             | 新株予約権と引き換えに払込は要しない                            |
| 権利行使期間                 |                           |                           | 新株予約権1個当たり<br>46,400円<br>(1株当たり 58円)            | 新株予約権1個当たり<br>173,200円<br>(1株当たり 433円)         | 新株予約権1個当たり<br>425,600円<br>(1株当たり 1,064円)      |
| 行使の条件                  |                           |                           | 2020年3月20日から<br>2027年5月31日まで                    | 2022年6月2日から<br>2029年5月31日まで                    | 2023年1月19日から<br>2025年5月31日まで                  |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(監査等<br>委員を除<br>く) | 取締役<br>(社外取<br>締役を除<br>く) | 新株予約権の数 159個<br>目的となる株式数<br>127,200株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数<br>40,000株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 40個<br>目的となる株式数<br>16,000株<br>保有者数 1名 |
|                        |                           | 社外<br>取締役                 | —                                               | —                                              | —                                             |
|                        |                           | 取締役<br>(監査等委員)            | —                                               | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数<br>4,000株<br>保有者数 1名   | —                                             |
|                        |                           |                           |                                                 |                                                |                                               |

(注) 1. 2020年12月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、第2回新株予約権及び第4回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

### 2. 第2回新株予約権の行使の条件

- (i) 新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

- (ii) 新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (iii) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (iv) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### 3. 第4回新株予約権の行使の条件

- (i) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- (ii) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (iii) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (iv) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (v) 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

### 4. 第5回新株予約権の行使の条件

- (i) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由のあると取締役会が認めた場合には、この限りではない。
- (ii) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (iii) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (iv) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (v) 権利行使時まで、新株予約権者が本新株予約権の割当契約に違反した場合には行使できない。

## ② 当連結会計年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |             | 第 4 回 新 株 予 約 権                        | 第 5 回 新 株 予 約 権                                  |
|------------------------|-------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |             | 2020年5月15日                             | 2020年12月28日                                      |
| 新 株 予 約 権 の 数          |             | 560個                                   | 343個                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式 224,000株<br>(新株予約権 1 個につき400株)    | 普通株式 137,200株<br>(新株予約権 1 個につき400株)              |
| 新株予約権の払込金額             |             | 新株予約権と引き換えに払込は要しない                     | 新株予約権と引き換えに払込は要しない                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権 1 個当たり 173,200円<br>(1 株当たり 433円) | 新株予約権 1 個当たり 425,600円<br>(1 株当たり 1,064円)         |
| 権 利 行 使 期 間            |             | 2022年6月2日から<br>2029年5月31日まで            | 2023年 1 月19日から<br>2025年 5 月31日まで                 |
| 行 使 の 条 件              |             | (注) 3                                  | (注) 4                                            |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人       | 新株予約権の数 450個                           | 新株予約権の数 3 個                                      |
|                        |             | 目的となる株式数 180,000株                      | 目的となる株式数 1,200株                                  |
|                        |             | 保 有 者 数 86名                            | 保 有 者 数 1 名                                      |
|                        | 子会社の役員及び使用人 | —                                      | 新株予約権の数 340個<br>目的となる株式数 136,000株<br>保 有 者 数 47名 |

(注) 1. 2021年5月31日現在において、退職により、交付時より第4回新株予約権の数が14個、第5回新株予約権の数が2個減少しております。

2. 第4回新株予約権は2020年6月1日に付与しております。

3. 第4回新株予約権の行使の条件

(i) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

(ii) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(iii) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(iv) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(v) 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

#### 4. 第5回新株予約権の行使の条件

- (i) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由のあると取締役会が認めた場合には、この限りではない。
- (ii) 新株予約権の割当を受けた者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (iii) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (iv) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (v) 権利行使時まで、新株予約権者が本新株予約権の割当契約に違反した場合には行使できない。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（2021年5月31日現在）

| 会社における地位     | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                 |
|--------------|-------|--------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長      | 塚田 耕司 | アナグラム(株) 取締役                                                 |
| 取締役          | 喜多 宏介 | 事業統括本部長<br>(株)アンノウ 取締役                                       |
| 取締役          | 西山 真吾 | 経営管理本部長<br>アナグラム(株) 取締役                                      |
| 取締役          | 阿部 圭司 | アナグラム(株) 代表取締役                                               |
| 取締役          | 岡田 吉弘 | (株)リワイア 代表取締役<br>アナグラム(株) 監査役                                |
| 取締役（常勤監査等委員） | 佐藤 爲昭 | (株)ハリマビシステム 社外監査役<br>大英産業(株) 社外監査役                           |
| 取締役（監査等委員）   | 浦 勝則  | 東京丸の内法律事務所 パートナー弁護士<br>(株)MCJ 社外取締役<br>ダイヤ通商(株) 社外取締役（監査等委員） |
| 取締役（監査等委員）   | 佐藤 康夫 | アタラ合同会社 会長                                                   |

- (注) 1. 取締役佐藤爲昭氏、浦勝則氏及び佐藤康夫氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査等委員佐藤爲昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員浦勝則氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員佐藤康夫氏は、デジタルマーケティングやインターネット広告事業における豊富な経験と高い見識を有しております。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、佐藤爲昭氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、取締役の佐藤爲昭氏、浦勝則氏及び佐藤康夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2020年8月26日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）岡田吉弘氏は任期満了により退任し、監査等委員でない取締役に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300千円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役に加え、当社管理職従業員を含むものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害等が補填されることになります。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬額等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について、監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当社取締役会は当事業年度の取締役の個人別の報酬額は以下決定方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

a. 基本報酬の額又はその算定方法

個人別の基本報酬は、職責に応じて同業他社や同規模企業の水準及び当社グループの従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定するものとしております。

b. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法

個人別の業績連動報酬等は、導入しておりません。

c. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法

個人別の非金銭報酬等は、基本報酬とは別枠で、株式報酬（ストック・オプション

又は譲渡制限付株式)を定期的に付与することとし、職責に応じて同業他社や同規模企業の水準及び当社グループの従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定するものとしております。

d. 基本報酬又は非金銭報酬等の額の個人別の報酬等に対する割合

個人別の報酬等は、基本報酬と非金銭報酬等により構成し、非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の総額に対する割合は、最大で50%となるよう設計することとしております。

e. 報酬等を与える時期又は条件

基本報酬は毎月支給し、非金銭報酬等は毎事業年度9月から5月の期間内に一度付与することができることとしております。

f. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項及び個人別の報酬等の内容の決定方法

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長塚田耕司がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

g. 報酬等の内容についての決定の方法（f.を除く。）

個人別の非金銭報酬等の内容は、取締役会で決定するものとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                               | 報酬等の額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |             |                | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------|----------------|-----------------------|
|                                   |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等     |                       |
| 取 締 役<br>(監査等委員を除く。)<br>(うち社外取締役) | 51,393<br>(-)     | 46,153<br>(-)     | -<br>(-)    | 5,240<br>(-)   | 5<br>(-)              |
| 取締役 (監査等委員)<br>(うち社外取締役)          | 8,795<br>(8,795)  | 8,400<br>(8,400)  | -<br>(-)    | 395<br>(395)   | 4<br>(4)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)                   | 60,189<br>(8,795) | 54,553<br>(8,400) | -<br>(-)    | 5,635<br>(395) | 9<br>(4)              |

(注) 1. 2020年8月26日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を退任し取締役 (監査等委員であるものを除く。)に就任した岡田吉弘氏については、取締役 (監査等委員であ



るものを除く。) 在任期間分は取締役(監査等委員を除く。)に、監査等委員である取締役在任期間分は取締役(監査等委員)に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めています。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額は、2018年8月17日開催の第13期定時株主総会において、年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名(内、社外取締役は0名)です。また、別枠で、2019年8月28日開催の第14期定時株主総会において、ストック・オプション報酬として株式会社フィードフォース第4回新株予約権200個、2020年8月26日開催の第15期定時株主総会においてストック・オプション報酬として株式会社フィードフォース第5回新株予約権200個を上限として付与する旨を決議いただいております。なお、2020年5月15日開催の取締役会決議に基づき、取締役(監査等委員であるものを除く。)2名に対し、第4回新株予約権100個、2020年12月28日開催の取締役会決議に基づき、取締役(監査等委員であるものを除く。)1名に対し、第5回新株予約権40個を付与しております。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年8月17日開催の第13期定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名です。また、別枠で、2019年8月28日開催の第14期定時株主総会において、ストック・オプション報酬として株式会社フィードフォース第4回新株予約権20個を上限として付与する旨を決議いただいております。なお、2020年5月15日開催の取締役会決議に基づき、監査等委員である取締役1名に対し、ストック・オプション報酬として第4回新株予約権10個を付与しております。

- ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

## 二. 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

当連結会計年度において、社外役員が子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は2,400千円であります。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役(監査等委員)佐藤爲昭氏は、株式会社ハリマビシステム社外監査役及び大英産業株式会社社外監査役であります。当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

- ・ 社外取締役（監査等委員）浦勝則氏は、東京丸の内法律事務所パートナー弁護士及び株式会社MCJ社外取締役及びダイヤ通商株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）佐藤康夫氏は、アタラ合同会社会長であります。当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

□. 当事業年度における主な活動状況

|                         | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                            |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) 佐藤 爲 昭 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                      |
| 社外取締役<br>(監査等委員) 浦 勝 則  | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に法務等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                           |
| 社外取締役<br>(監査等委員) 佐藤 康 夫 | 2020年8月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

##### ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 32百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34        |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 非監査業務の内容

当社の子会社は、有限責任監査法人トーマツに対して、収益認識基準の適用による会計方針の検討に関する助言指導業務についての対価を支払っております。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### 3. 剰余金配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主への利益還元を経営の重要課題と位置付けておりますが、新規事業の開発のために必要な資金確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。当面は内部留保を充実させ、大きな成長が見込める開発案件や新規事業展開への投資を優先していく方針です。

将来的には、財政状態及び投資機会等との比較衡量の上、株主への還元も検討していくこととしますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

## 連結貸借対照表

(2021年 5 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産         | 4,915,413 | 流 動 負 債         | 2,255,010 |
| 現 金 及 び 預 金     | 3,193,056 | 買 掛 金           | 1,532,942 |
| 売 掛 金           | 1,312,721 | 1年内返済予定の長期借入金   | 170,000   |
| 前 渡 金           | 375,146   | 未 払 法 人 税 等     | 259,505   |
| そ の 他           | 43,814    | 賞 与 引 当 金       | 59,884    |
| 貸 倒 引 当 金       | △9,325    | そ の 他           | 232,678   |
| 固 定 資 産         | 1,552,094 | 固 定 負 債         | 1,810,955 |
| 有 形 固 定 資 産     | 43,588    | 長 期 借 入 金       | 1,510,000 |
| 建 物             | 29,029    | 繰 延 税 金 負 債     | 300,955   |
| そ の 他           | 14,558    | 負 債 合 計         | 4,065,965 |
| 無 形 固 定 資 産     | 1,343,594 | (純 資 産 の 部)     |           |
| の れ ん           | 404,577   | 株 主 資 本         | 2,366,729 |
| 顧 客 関 連 資 産     | 939,016   | 資 本 金           | 465,203   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 164,912   | 資 本 剰 余 金       | 1,357,656 |
| 投 資 有 価 証 券     | 14,073    | 利 益 剰 余 金       | 543,918   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 72,778    | 自 己 株 式         | △48       |
| そ の 他           | 78,060    | 新 株 予 約 権       | 32,569    |
|                 |           | 非 支 配 株 主 持 分   | 2,243     |
|                 |           | 純 資 産 合 計       | 2,401,542 |
| 資 産 合 計         | 6,467,507 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 6,467,507 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年6月1日から  
2021年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 2,587,614 |
| 売上原価            | 804,284   |
| 売上総利益           | 1,783,330 |
| 販売費及び一般管理費      | 893,681   |
| 営業利益            | 889,649   |
| 受取利息            | 21        |
| 受取配当金           | 0         |
| 受助成金の収入         | 4,860     |
| その他             | 1,443     |
| 営業外費用           |           |
| 支払利息            | 15,092    |
| 持分法による投資損失      | 5,805     |
| その他             | 422       |
| 経常利益            | 874,653   |
| 税金等調整前当期純利益     | 874,653   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 435,798   |
| 法人税等調整額         | △62,947   |
| 当期純利益           | 501,803   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 28,913    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 472,889   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2021年 5 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )     |           | ( 負 債 の 部 )     |           |
| 流 動 資 産         | 2,000,045 | 流 動 負 債         | 630,641   |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,626,758 | 買 掛 金           | 201,400   |
| 売 掛 金           | 331,035   | 1年内返済予定の長期借入金   | 170,000   |
| 前 払 費 用         | 4,734     | 未 払 金           | 48,532    |
| 関係会社短期貸付金       | 40,000    | 未 払 費 用         | 35,795    |
| そ の 他           | 4,917     | 未 払 法 人 税 等     | 90,967    |
| 貸 倒 引 当 金       | △7,400    | 未 払 消 費 税 等     | 38,514    |
| 固 定 資 産         | 5,872,230 | 前 受 金           | 1,560     |
| 有 形 固 定 資 産     | 8,786     | 預 り 金           | 3,216     |
| 建 物             | 4,139     | 賞 与 引 当 金       | 40,653    |
| そ の 他           | 4,646     | 固 定 負 債         | 1,510,000 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 5,863,444 | 長 期 借 入 金       | 1,510,000 |
| 関 係 会 社 株 式     | 5,774,338 | 負 債 合 計         | 2,140,641 |
| 出 資 金           | 10        | ( 純 資 産 の 部 )   |           |
| 敷 金             | 16,317    | 株 主 資 本         | 5,699,065 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 72,778    | 資 本 金           | 465,203   |
|                 |           | 資 本 剰 余 金       | 4,953,995 |
|                 |           | 資 本 準 備 金       | 4,953,995 |
|                 |           | 利 益 剰 余 金       | 279,914   |
|                 |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 279,914   |
|                 |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 279,914   |
|                 |           | 自 己 株 式         | △48       |
|                 |           | 新 株 予 約 権       | 32,569    |
|                 |           | 純 資 産 合 計       | 5,731,634 |
| 資 産 合 計         | 7,872,275 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 7,872,275 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2020年6月1日から)  
(2021年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 1,083,683 |
| 売上原価         | 311,014   |
| 売上総利益        | 772,669   |
| 販売費及び一般管理費   | 561,417   |
| 営業利益         | 211,251   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 4,623     |
| 受取配当金        | 200,000   |
| その他          | 1         |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 15,092    |
| 経常利益         | 400,784   |
| 特別損失         |           |
| 関係会社株式評価損    | 9,701     |
| 税引前当期純利益     | 391,082   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 142,393   |
| 法人税等調整額      | △24,930   |
| 当期純利益        | 273,619   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年7月28日

株式会社フィードフォース  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

横浜事務所

|                    |       |        |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 細野和寿 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中山太一 ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フィードフォースの2020年6月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィードフォース及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年7月28日

株式会社フィードフォース  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

横浜事務所

|                    |       |           |
|--------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 細 野 和 寿 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 山 太 一 ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィードフォースの2020年6月1日から2021年5月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制の担当者と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月29日

株式会社フィードフォース 監査等委員会

常勤監査等委員 佐 藤 爲 昭 ㊞

監 査 等 委 員 浦 勝 則 ㊞

監 査 等 委 員 佐 藤 康 夫 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| (1) 減少する資本金の額 | 456,270,400円 |
| (2) 効力発生日     | 2021年9月1日    |

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、2021年9月1日を効力発生日として、当社の事業を当社100%出資の子会社である株式会社フィードフォース分割準備会社及び株式会社ソーシャルPLUSにそれぞれ分割によって承継させる吸収分割を行うことによって持株会社体制に移行するため、持株会社としての役割をより明確にする観点から商号及び目的を変更するものであります。  
なお、商号及び目的の変更は、上記吸収分割の効力発生を条件として、2021年9月1日付をもって効力が生じるものとします。
- (2) 資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の変更を行うものであります。
- (3) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正産競法」という。）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするため、現行定款第13条第2項を追加するものであります。  
なお、第13条第2号の変更は、本株主総会での決議に加え、改正産競法の定めにより、当社が実施するバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認（以下「本確認」という。）を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。



2. 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条 (商号)<br>当社は、株式会社フィードフォースと称し、英文では、 <u>Feedforce Inc.</u> と表示する。<br><br>第2条 (目的)<br>当社は、 <u>次の事業を営むこと</u> を目的とする。<br><br><u>1. コンピューターシステムの企画・開発・販売・設計・管理運営・保守に関する業務</u><br><u>2. インターネットを利用したマーケティング活動に関するコンサルティング業務</u><br><br><u>3. 情報の収集・処理・提供サービス業</u> | 第1章 総 則<br>第1条 (商号)<br>当社は、 <u>フィードフォースグループ株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Feedforce Group Inc.</u> と表示する。<br><br>第2条 (目的)<br>当社は、 <u>次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理すること</u> を目的とする。<br><u>(1) コンピューターシステムの企画・開発・販売・設計・管理運営・保守に関する業務</u><br><u>(2) インターネットを利用したマーケティング活動に関するコンサルティング及び商品・サービスに関する販売促進・代理店業務</u><br><u>(3) インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用したデジタルコンテンツの企画、開発、制作、運営及びコンサルティング業務</u> |

| 現行定款                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>4. コンピューターソフトウェアのパッケージの開<br/>発・販売・輸出入</u>                                                                         | <u>(4) 情報の収集、処理及び提供に関する業務</u>                                                                                       |
| <u>5. 出版事業</u>                                                                                                       | <u>(5) コンピューターソフトウェアの開発・販売・輸<br/>出入</u>                                                                             |
| <u>6. イベントの企画・制作・運営</u>                                                                                              | <u>(6) 書籍の出版、各種講演会・セミナー等のイベン<br/>トの企画・制作・運営</u>                                                                     |
| <u>7. 前各号に附帯する一切の業務</u>                                                                                              | <u>(7) 前各号に附帯する一切の業務</u>                                                                                            |
| (新設)                                                                                                                 | <u>2 当会社は、前項のほか、次の事業を営むものとす<br/>る。</u><br><u>(1) 新規事業の企画・開発・運営に関する業務</u><br><u>(2) 前各号に附帯する一切の業務</u>                |
| 第3条～第12条 (略)                                                                                                         | 第3条～第12条 (現行通り)                                                                                                     |
| 第13条 (招集)<br>当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以<br>内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に<br>招集する。                                           | 第13条 (招集)<br>当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以<br>内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に<br>招集する。                                          |
| (新設)                                                                                                                 | <u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会<br/>とすることができる。</u>                                                                      |
| 第14条～第41条 (略)                                                                                                        | 第14条～第41条 (現行通り)                                                                                                    |
| 第42条 (期末配当金)<br>当会社は、株主総会の決議によって、毎年5月31日の<br>最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株<br>式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期<br>末配当金」という。)を行う。 | 第42条 (剰余金の配当等の決定機関)<br>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号<br>に定める事項については、法令に別段の定めのある場<br>合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議に<br>よって定める。 |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="170 167 746 374"> <u>第43条（中間配当金）</u><br/>           当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。         </p> <p data-bbox="170 420 329 518">           第44条 （略）<br/><br/>           （新設）         </p> <p data-bbox="170 889 238 919">           （新設）         </p> | <p data-bbox="768 167 1344 303"> <u>第43条（剰余金の配当の基準日）</u><br/>           当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。<br/>           2 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。         </p> <p data-bbox="768 420 999 450">           第44条 （現行通り）         </p> <p data-bbox="768 495 1351 843"> <u>附則</u><br/> <u>第1条（商号及び目的に関する経過措置）</u><br/>           第1条（商号）及び第2条（目的）規定の変更は、当会社と株式会社フィードフォース分割準備会社との吸収分割（簡易吸収分割）及び当会社と株式会社ソーシャルPLUSとの吸収分割（簡易吸収分割）の効力の発生を条件として、2021年9月1日をもって効力を生ずるものとする。<br/>           なお、本附則第1条は、上記の効力発生日をもってこれを削除する。         </p> <p data-bbox="768 889 1351 1236"> <u>第2条（株主総会の場所に関する経過措置）</u><br/> <u>第13条（招集）第2項の規定の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当会社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって効力を生ずるものとする。</u><br/>           なお、本附則第2条は、上記の効力発生日をもってこれを削除する。         </p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会のあり方及び各取締役候補者の業務執行状況、見識、能力等を確認し、検討を行いました。その結果、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)       | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | 塚 田 耕 司<br>(1968年7月5日) | 1992年4月 安田信託銀行(株)（現 みずほ信託銀行(株)）<br>入行<br>1996年10月 (株)ルートコミュニケーションズ設立<br>代表取締役<br>2006年3月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br>2020年2月 アナグラム(株)取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>アナグラム(株)取締役                                               | 15,550,200株       |
| 2          | 喜 多 宏 介<br>(1980年1月9日) | 2002年4月 (株)日本システムディベロップメント<br>（現 (株)NSD）入社<br>2005年10月 大和証券(株)入社<br>2006年9月 当社入社<br>2008年9月 当社セールスマネージャー<br>2012年8月 当社取締役（現任）<br>2017年10月 当社事業統括本部長（現任）<br>2020年2月 (株)アンノウン取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>(株)アンノウン取締役 | 173,600株          |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)           | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | にし やま しん ご<br>西 山 真 吾<br>(1977年8月8日)  | 2000年 4 月 建設省（現 国土交通省）入省<br>2006年 1 月 日興シティグループ証券(株)（現 S M B C<br>日興証券(株)）入社<br>2017年 1 月 当社入社 財務経理マネージャー<br>2017年 8 月 当社取締役（現任）<br>2017年10月 当社経営管理本部長（現任）<br>2020年 2 月 アナグラム(株)取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>アナグラム(株)取締役                                                                                                                                                              | 184,000株          |
| 4          | あ べ けい じ<br>阿 部 圭 司<br>(1980年 1 月28日) | 2010年 4 月 アナグラム(株)設立<br>代表取締役（現任）<br>2020年 8 月 当社取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>アナグラム(株)代表取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 2,514,400株        |
| 5          | おか だ よし ひろ<br>岡 田 吉 弘<br>(1978年8月17日) | 2001年 4 月 (株)エム・ケイ・ソフトサービス入社<br>2003年 3 月 アウンコンサルティング(株)入社<br>2006年10月 グーグル(株)（現 グーグル合同会社）入社<br>2011年 5 月 アタラ合同会社業務執行社員<br>2014年 5 月 アナグラム(株)社外取締役<br>2017年11月 L I F T 合同会社設立<br>代表社員（現任）<br>2018年 4 月 アナグラム(株)取締役<br>2018年 8 月 当社社外取締役（監査等委員）<br>2019年12月 アナグラム(株)監査役（現任）<br>2020年 8 月 当社取締役（現任）<br>2020年10月 (株)リワイア設立<br>代表取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>アナグラム(株)監査役<br>(株)リワイア代表取締役 | 280,000株          |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 塚田耕司氏、西山真吾氏及び阿部圭司氏はアナグラム株式会社の取締役であり、また、岡田吉弘氏はアナグラム株式会社の監査役であるため、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。

3. 岡田吉弘氏は株式会社リワイアの取締役であるため、同社は当社の特定関係事業者該当いたします。
4. 代表取締役社長塚田耕司の所有株式数には、同氏の資産管理会社である合同会社理力が所有する株式数8,000,000株を含めております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の22頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること等を目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対し、Stock・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に割り当てる新株予約権については、当社における貢献度等諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、取締役に対する金銭でない報酬等に該当するものとして、Stock・オプション報酬として発行する新株予約権の額を、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正な価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とすることにつき併せてご承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2018年8月17日開催の第13期定時株主総会において、年額2億円以内とする旨ご承認を頂いておりますが、当該報酬とは別枠で、ご承認をお願いするものであります。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること等を目的とするものであります。

#### 2. 新株予約権割り当ての対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力者

#### 3. 本株主総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることのできる新株予約権の内容及び数の上限等

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式250,000株（うち、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する割り当てについては50,000株）を上限とする。ただし、本項なお書きの定めにより新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

なお、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使され

ていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

## （2）新株予約権の数

2,500個（うち、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する割り当てについては500個）を上限とする。

なお、付与株式数は、当社普通株式100株とする。ただし、前項（1）に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

## （3）新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

## （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算定により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。



$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」にそれぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は割当日から2年を経過した日から2027年5月31日（ただし、行使期間の開始日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

- (i) 新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員並びに社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、この限りではない。
- (ii) 新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (iii) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (iv) 各本新株予約権の一部の行使はできない。
- (v) 権利行使時まで、新株予約権者が本新株予約権の割当契約に違反した場合には行使できない。

#### (7) 新株予約権の取得に関する事項

- (i) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得するこ

とができる。

- (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得する。
- (iii) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

#### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (9) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から、上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (ii) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (iii) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。
- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(4)に定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(iii)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額と

する。

- (v) 新株予約権を行使することができる期間

上記 (5) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記 (5) に定める行使期間の末日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 (9) に定めるところと同様とする。

- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (viii) その他新株予約権の行使の条件

上記 (6) に準じて決定する。

- (ix) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 (7) に定めるところと同様とする。

- (x) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- (11) 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

- (12) 新株予約権に関するその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、委任に基づき募集事項を決定する当社取締役会の決議において定める。

#### 4. 新株予約権の付与を相当とする理由

当社は、上記の目的に加えて、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は 1%未満とその希薄化率は軽微であることを勘案し、本件ストック・オプションの付与について相当であると判断しております。また、本議案は、監査等委員会の審議を受けて取締役会で決定しております。なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告 23 頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本新株予約権の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

# ハイブリッド参加型バーチャル株主総会及び事前質問の受付のご案内

## 1. 配信日時

2021年8月25日（水曜日）午前10時から（当日午前9時55分からオンライン入場可能）

## 2. 事前登録方法

【事前登録フォーム】 [https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_d8kDq5tHQHa\\_TYSL5B5z4Q](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_d8kDq5tHQHa_TYSL5B5z4Q)

上記のURLへアクセスいただくか、右記QRコードを読み込み、必要事項をご入力の上ご登録ください。

ご登録完了後に当日の視聴用URLがメールにて届きますので、株主総会当日まで保管ください。



## 3. 質問方法

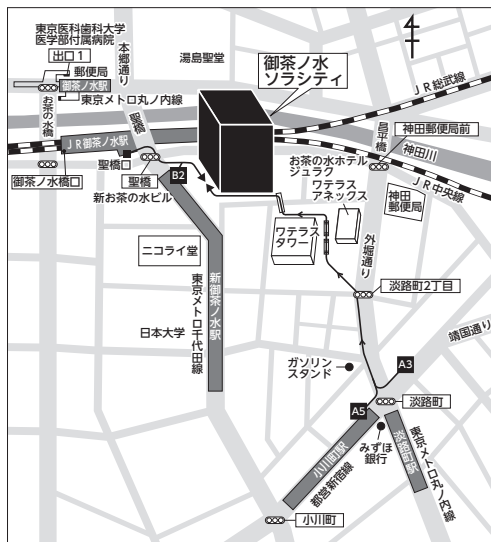
下記URLより質問を受け付けております。下記の注意事項をご確認の上、フォームよりお送りください。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容によっては、全てのご質問にお答えできない場合がございます。

【URL】 [https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScYJYlrHtyY1Z1708chLD0Xalj7AWId-Mwu3poUjiPH0\\_Pxbg/viewform?usp=sf\\_link](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScYJYlrHtyY1Z1708chLD0Xalj7AWId-Mwu3poUjiPH0_Pxbg/viewform?usp=sf_link)

【受付期間】 2021年8月10日（火曜日）から 同年8月23日（月曜日）午後7時 まで

## 株主総会会場ご案内図ご案内



会場 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地  
御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター1階 Room B

TEL 03-6206-4855

交通 J R 中央線・総武線「御茶ノ水」駅 聖橋口から 徒歩1分  
東京メトロ 千代田線「新御茶ノ水」駅 B2出口 直結  
東京メトロ 丸ノ内線「御茶ノ水」駅 出口1から 徒歩4分  
都営地下鉄 新宿線「小川町」駅 A5出口から 徒歩6分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。